

私立特別支援学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

(趣旨等)

第1条 私立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

2 特別支援学校を新たに設置又は収容定員を増員（以下「設置又は増員」という。）しようとする場合は、次の事項について記載した資料を第20条第1項に定める計画書に添付しなければならない。

(1) 社会情勢の変化に伴う新たな需要や取り巻く諸課題に関して、特別支援学校を設置することにより、宮城県内の幼児・児童・生徒に対し、どのような教育を施していくのかが明確であること。

(2) 長期的かつ安定的に幼児・児童・生徒の確保を図ることができる見通しであること。

3 設置又は増員しようとする場合は、建築基準法、消防法等の他法令において、抵触するものがないか確認した結果を記載した資料を第20条第1項に定める計画書に添付しなければならない。

(名称)

第2条 特別支援学校の名称は、特別支援学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校と同一又は類似のものであってはならない。

(設置者)

第3条 特別支援学校の設置者は、学校法人とする。

(位置)

第4条 特別支援学校の位置は、幼児、児童又は生徒の教育上適切な環境であることのほか、通学の利便に配慮するものとする。

(開設の時期)

第5条 特別支援学校の開設は、4月1日とする。

(特別支援学校の規模)

第6条 特別支援学校の収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

(1学級の生徒数)

第7条 幼稚部の1学級の幼児数は、5人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下この条及び別表において同じ。）のうち2以上併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情が

あり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数は、6人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- 3 高等部の1学級の生徒数は、8人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校長）

第8条 特別支援学校には常勤の校長を置くものとする。ただし、同一法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときは、この限りでない。

（教職員）

第9条 特別支援学校には、教頭、教諭及び事務職員を置くものとし、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

- 2 前項のほか、特別支援学校には、副校長、主幹教諭又は指導教諭等を置くことができる。
- 3 複数の部又は学科を設置する特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。
- 4 教諭（第2項に定める主幹教諭又は指導教諭を含む。以下同じ。）の数は、1学級当たり1人以上とする。
- 5 特別支援学校に寄宿舎を設ける場合、寄宿する幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の数等に応じ、相当数の寄宿舎指導員を置かなければならない。

第10条 特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合は、前条の教諭は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

（施設基準）

第11条 校舎等の施設は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、かつ、学校としての一体性が確保されているものでなければならない。ただし、学校としての一体性については、当該学校の教育課程の実施に必要な施設が最小限設置されており、さらに、教育条件の向上のため設置される施設の場合はこの限りでないものとする。

（資産）

第12条 特別支援学校の設置者は、特別支援学校を運営するために、次に掲げる資産を有しなければならない。

- (1) 施設のうち校地及び校舎は、原則として自己所有でなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

ア 国又は地方公共団体から借用する場合

イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあっては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合

(2) 設備は、原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

第13条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

第14条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- (1) 学級数に相当する普通教室
- (2) 特別教室等
- (3) 図書室、保健室
- (4) 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えなければならない。

3 特別支援学校には、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(設備基準)

第15条 特別支援学校には、学級数及び生徒等の数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(施設及び設備の共用)

第16条 特別支援学校及び他の学校との間で施設及び設備を共用することは、原則として認めない。ただし、教育上支障のない場合であって、次の各号に掲げる条件に該当する場合は、学級数に相当する普通教室を除き、必要最小限の範囲で共用を認めるものとする。

- (1) 共用しようとする他の学校が、同一法人が設置するものであること
- (2) 特別支援学校及び共用しようとする他の学校が、同一敷地内にあるか隣接していること。
- (3) 特別支援学校及び共用しようとする他の学校のそれぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと。

2 特別支援学校の施設及び設備は、担保に供されたもの又は借用したものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障ないと認められる場合においては、この限りでない。

3 特別支援学校には、公益上必要な場合等特別の場合を除き、教育目的以外のために使用される施設又は設備を設けてはならない。

(教育課程)

第17条 特別支援学校の教育課程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第77条並びに特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月28日文科科学省告示第72号）、小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月28日文科科学省告示第73号）及び高等部学習指導要領（平成31年2月4日文科科学省告示第14号）の基準による。

(目的の明示)

第18条 特別支援学校は、当該学校の施設設備並びに当該学校の所在地における障害のある幼児、児童及び生徒の状況等を考慮しつつ、当該学校が行う教育を学則その他の設置者が定める規則において明らかにするものとする。

(設置又は収容定員の増加に係る認可)

第19条 特別支援学校の設置認可については、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 設置経費の財源として、既設校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）の園児・児童・生徒の納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来たさない範囲内とすること。

(2) 既設校のための負債について、次に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

ア 法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものと認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。

イ アの負債は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）、銀行、信用金庫又は知事が認める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

(3) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づく登記、届出、報告等が適切になされていること

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争がないこと

ウ 事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）及び掛金並びに公租・公課の納付が適切になされていること

2 特別支援学校の収容定員変更の認可等については、以下の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 特別支援学校の生徒数が、認可定員を超過していないこと。ただし、教育上支障を来さないと認められる場合はこの限りでない。
- (2) 開校年度から完成年度（開校年度に第1学年に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達した年度をいう。）までの間又は定員増が適用される年度に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達した年度までの間において、特別支援学校の在籍生徒等の総数が40人を下回っていないこと。

（設置認可申請書等の提出期限）

第20条 特別支援学校を設置しようとする者は、特別支援学校開設予定年度の前々年度の9月30日までに、収容定員増をしようとする者は、収容定員変更予定年度の前々年度の3月31日までに、別に定める計画書一式を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

（広報活動）

第21条 設置認可申請前の広報活動は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 申請者の責任において実施すること。
- (2) 関係書類やホームページの画面に「設置構想中」又は「設置計画中」と明確に記載すること。
- (3) 学校名、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等について掲載する場合は「予定である」ことを明確に記載すること。
- (4) 広報活動の内容は、事実に即した正確なものであることはもとより、計画書又は申請書類等との整合性が保たれていること。
- (5) 設置が確実であると誤解されるような断定的な表現は用いないこと。

（幼児、児童及び生徒募集）

第22条 設置認可申請前の幼児、児童及び生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 私立学校審議会の専門部会において了承されていること。
- (2) 第20条第2項に規定する申請書を提出していること。
- (3) 開設予定年度の開校が確実と認められること。
- (4) 関係書類及びホームページの画面に「開校予定」又は「設置認可申請中」等と明確に記載すること。
- (5) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (6) 入学案内又は募集広告等について、入学志願者に誤解を与えるような表現は用いないこと。

別表

1 校舎の面積

学校の種類	部の種類	生徒等の数	面積 (㎡)
視覚障害者である幼児、児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上5人以下	190
		6人以上	$190 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$
	小学部又は中学部	1人以上18人以下	1,110
		19人以上108人以下	$1,110 + 24 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
		109人以上	$3,270 + 16 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上24人以下	1,410
		25人以上144人以下	$1,410 + 17 \times (\text{生徒数} - 24)$
		145人以上	$3,450 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上24人以下	480
		25人以上144人以下	$480 + 21 \times (\text{生徒数} - 24)$
145人以上		$3,000 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$	
聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上5人以下	170
		6人以上	$170 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$
	小学部又は中学部	1人以上18人以下	950
		19人以上108人以下	$950 + 24 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
		109人以上	$3,110 + 16 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上24人以下	1,240
		25人以上144人以下	$1,240 + 17 \times (\text{生徒数} - 24)$
		145人以上	$3,280 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上24人以下	480
		25人以上144人以下	$480 + 20 \times (\text{生徒数} - 24)$
145人以上		$2,880 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$	
知的障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	1人以上5人以下	190
		6人以上	$190 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$
	小学部又は中学部	1人以上18人以下	1,070
		19人以上108人以下	$1,070 + 27 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
		109人以上	$3,500 + 17 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上24人以下	1,260
		25人以上144人以下	$1,260 + 20 \times (\text{生徒数} - 24)$
		145人以上	$3,660 + 14 \times (\text{生徒数} - 144)$
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上24人以下	490
		25人以上144人以下	$490 + 22 \times (\text{生徒数} - 24)$
145人以上		$3,130 + 14 \times (\text{生徒数} - 144)$	
肢体不自由者である幼児、	幼稚部	1人以上5人以下	220
		6人以上	$220 + 22 \times (\text{幼児数} - 5)$

児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	小学部又は中学部	1人以上18人以下	1,210
		19人以上108人以下	$1,210 + 30 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
		109人以上	$3,910 + 21 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$
	幼稚園、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上24人以下	1,570
		25人以上144人以下	$1,570 + 22 \times (\text{生徒数} - 24)$
		145人以上	$4,210 + 17 \times (\text{生徒数} - 144)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上24人以下	590
		25人以上144人以下	$590 + 26 \times (\text{生徒数} - 24)$
		145人以上	$3,710 + 18 \times (\text{生徒数} - 144)$
病弱者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚園	1人以上5人以下	190
		6人以上	$190 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$
	小学部又は中学部	1人以上18人以下	870
		19人以上108人以下	$870 + 24 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
		109人以上	$3,030 + 15 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$
	幼稚園、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	1人以上24人以下	1,160
		25人以上144人以下	$1,160 + 17 \times (\text{生徒数} - 24)$
		145人以上	$3,200 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$
	幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	1人以上24人以下	480
		25人以上144人以下	$480 + 20 \times (\text{生徒数} - 24)$
		145人以上	$2,880 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$

備考

- 一 小学部及び中学部を置く特別支援学校は、小学部及び中学部の児童及び生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 二 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する幼児、児童又は生徒は、主たる障害区分に応じて、その数に幼稚園は1.67、小学部及び中学部は2、高等部は2.67を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。
- 三 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の2以上に対する教育を行う特別支援学校の各部の校舎に係る基準面積は、当該部（小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部）の全幼児、児童又は生徒数をそれぞれの障害区分の全幼児、児童又は生徒数とみなしてこの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児、児童又は生徒数により加重平均した面積とする。

2 運動場の面積

部の種類	生徒等の数	面積 (㎡)
------	-------	--------

幼稚部	1人以上10人以下	360
	11人以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$
小学部	1人以上240人以下	2,400
	241人以上	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
中学部又は高等部	1人以上240人以下	3,600
	241人以上	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$

備考

- 一 中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 二 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の二以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年2月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に提出された申請書及び計画書については、なお従前に例による。